

女性の職業生活における活躍の推進を実現するため、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年7月1日～令和10年6月30日

2. 目標と取り組み内容・実施時期

【目標1】管理職に占める女性労働者の割合を現在の15.2%→18%以上とする

【取り組み内容】

令和5年7月～ 社内ポータルサイトにて、全従業員が育児・介護関連の知識習得やコンプライアンスの徹底を目的として、適宜アップデート掲載しながら将来的な管理職候補生としての意識向上を図ります。

また、年1回以上の管理者研修にて両立支援に基づいた制度理解を促す為に労基法、男女雇用機会均等法及びハラスメント防止等に関する講義を実施し、管理職を目指す女性労働者の促進に繋げていきます。

【目標2】正規雇用の男女の平均継続勤続年数の差異を現在の34.6%→37%以上とする

【取り組み内容】

令和5年7月～ 令和4年5月より実施している新しい働き方改革における制度策定において、職種の実状に合わせた「フレックスタイム制度」「在宅勤務制度」を制度化。  
また、年度初めに事前に申請し上長承認が必要であった「時差勤務制度」についても取得方法を簡略化して、直前でも申請し承認が得れ易い内容に改善。  
上記制度の定着と共に、子育てをサポートする多様な働き方に資する制度の検討や仕事と家庭の両立支援に向けた更なるアップグレードを視野に、時間を有効に活用できる柔軟な働き方の制度導入を目指します。